

広島県告示第千七百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項（第二項）の規定による認定をしたので、当該認定に係る対象区域等を次のとおり告示する。

なお、当該認定に係る関係図書は、広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

広島県安芸郡熊野町貴船一二〇番一

二 認定年月日及び番号

令和二年十月七日 第R二認定通知広島建指四十六号

三 認定を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市中区基町一〇番五二号

広島県知事 湯崎 英彦